

香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第13号

香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程施行規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程施行規程（令和7年香川県広域水道企業団企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(転居費の算定方法等)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が、運送業者が家財の運送を行うものとして取得した見積額を超えるときは、当該算定した額とする。</p> <p>(3) <u>旅行命令権者が前2号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った第1号及び前号本文の規定により算定した額の合計額を転居費の額とする方法</u></p> <p>2・3 略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>宿泊費基準額（1夜につき）</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>青森県</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>岩手県</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>宮城県</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>秋田県</td><td>略</td></tr><tr><td>山形県</td><td>略</td></tr></tbody></table>	区分	宿泊費基準額（1夜につき）	北海道	15,000円	青森県	12,000円	岩手県	10,000円	宮城県	12,000円	秋田県	略	山形県	略	<p>(転居費の算定方法等)</p> <p>第7条 旅費規程第15条の企業長が定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。</p> <p>(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</p> <p>(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が、運送業者が家財の運送を行うものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>宿泊費基準額（1夜につき）</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道</td><td>13,000円</td></tr><tr><td>青森県</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>岩手県</td><td>9,000円</td></tr><tr><td>宮城県</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>秋田県</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>山形県</td><td>10,000円</td></tr></tbody></table>	区分	宿泊費基準額（1夜につき）	北海道	13,000円	青森県	11,000円	岩手県	9,000円	宮城県	10,000円	秋田県	11,000円	山形県	10,000円
区分	宿泊費基準額（1夜につき）																												
北海道	15,000円																												
青森県	12,000円																												
岩手県	10,000円																												
宮城県	12,000円																												
秋田県	略																												
山形県	略																												
区分	宿泊費基準額（1夜につき）																												
北海道	13,000円																												
青森県	11,000円																												
岩手県	9,000円																												
宮城県	10,000円																												
秋田県	11,000円																												
山形県	10,000円																												

福島県	9,000円
茨城県	略
栃木県	11,000円
群馬県	12,000円
埼玉県	16,000円
千葉県	略
東京都	21,000円
神奈川県	略
新潟県	略
富山県	略
石川県	10,000円
福井県	略
山梨県	13,000円
長野県	13,000円
岐阜県	略
静岡県	12,000円
愛知県	12,000円
三重県	12,000円
滋賀県	略
京都府	20,000円
大阪府	16,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	12,000円
和歌山県	略
鳥取県	9,000円
島根県	12,000円
岡山県	14,000円
広島県	14,000円
山口県	9,000円
徳島県	略
香川県	略
愛媛県	12,000円

福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円

高知県	12,000円
福岡県	17,000円
佐賀県	略
長崎県	13,000円
熊本県	略
大分県	略
宮崎県	11,000円
鹿児島県	11,000円
沖縄県	12,000円

高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程施行規程（以下この項において「改正後の規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第4号。以下この項及び次項において「旅費規程」という。）第2条第4号に規定する旅行命令権者（以下この項において「旅行命令権者」という。）が旅費規程第3条第7項第1号に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行及び同条第6項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び同項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が旅費規程第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に基づき従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に旅費規程第3条第7項及び第8項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。